平成24年度 第2回 中京圏渋滞ボトルネック対策協議会

日時:平成24年12月26日(水) 15:00~

場所:名古屋合同庁舎第1号館

11階共用会議室

議事次第

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 議事
 - (1) 第1回協議会における主な意見
 - (2) パブリックコメント実施結果
 - (3) 主要渋滞箇所の選定方法
 - (4) 主要渋滞箇所の選定結果(案)
 - (5) 今後の予定
- 4. 閉 会

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、中京圏渋滞ボトルネック対策協議会(以下「本協議会」という) という。

(目 的)

第2条 本協議会は、関係機関の連携による検討体制を整え、中京圏の高規格幹線道路 等における渋滞等の課題状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推 進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。

- (1) 主要な渋滞箇所の特定
- (2) 特定された渋滞筒所の対策検討
- (3) その他、本協議会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 本協議会は、本目的にあう各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

- (イ)会長は、国土交通省中部地方整備局道路部長をもってあて、本協議会を 代表し会務を総括する。
- (ロ) 本協議会は、第3条の各号に定める事項について審議するため、具体に 検討する必要が生じた場合、ワーキンググループを設けることができる ものとする。
- (ハ) 本協議会は、第3条の各号に定める事項について審議するため、具体に 検討する幹事会を設ける。

(事務局)

第5条 本協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局、中日本高速道路(株)名古屋 支社、名古屋高速道路公社に置く。

(会 議)

第6条 本協議会の運営は、委員の決議による。

2. 本協議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(規約の改正)

第7条 本規約の変更は本協議会の議決によらなければならない。

(その他)

第8条 本規約によらない場合は、協議することとする。

付 則 この規約は、平成24年 8月 2日 施行

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会 名簿

	所 属	役 職
0	中部地方整備局	道路部 道路部長
	"	企画部 広域計画課長
	"	道路部 道路計画課長
	"	道路部 地域道路課長
	"	岐阜国道事務所長
	"	名古屋国道事務所長
	"	愛知国道事務所長
	"	三重河川国道事務所長
	中部運輸局	交通環境部 環境課長
	中部管区警察局	広域調整部 一宮高速道路管理官
	岐阜県警察本部	交通部 交通企画課長
	"	交通部 交通規制課長
	"	交通部 高速道路交通警察隊 隊長
	愛知県警察本部	交通部 交通参事官兼交通総務課長
	"	交通部 交通規制課長
	"	交通部 交通管制課長
	"	交通部 高速道路交通警察隊 隊長
	三重県警察本部	交通部 首席参事官・交通企画課長
	"	交通部 交通規制課長
	"	交通部 高速道路交通警察隊 隊長
	岐阜県	県土整備部 道路建設課長
	愛知県	建設部 道路建設課長
	II.	建設部 道路維持課長
	三重県	県土整備部 道路企画課長
	名古屋市	緑政土木局 道路建設課長
	II.	住宅都市局 街路計画課 主幹
	中日本高速道路(株)名古屋支社	総務企画部 企画調整チームリーダー
	"	保全・サービス事業部 交通技術チームリーダー
	名古屋高速道路公社	計画部長
	愛知県道路公社	工務部長
	中部経済連合会	社会基盤部長
	岐阜県トラック協会	専務理事
	愛知県トラック協会	専務理事
	三重県トラック協会	専務理事
	事務局	
	中部地方整備局	
	中日本高速道路(株)名古屋支社	
	名古屋高速道路公社	

[◎]会長

[※]その他:各県道路利用者会議、観光協会、経済界等必要に応じ追加